

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 7 年 度
下 工 公 補 第 1 - 1 号

大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託設計書

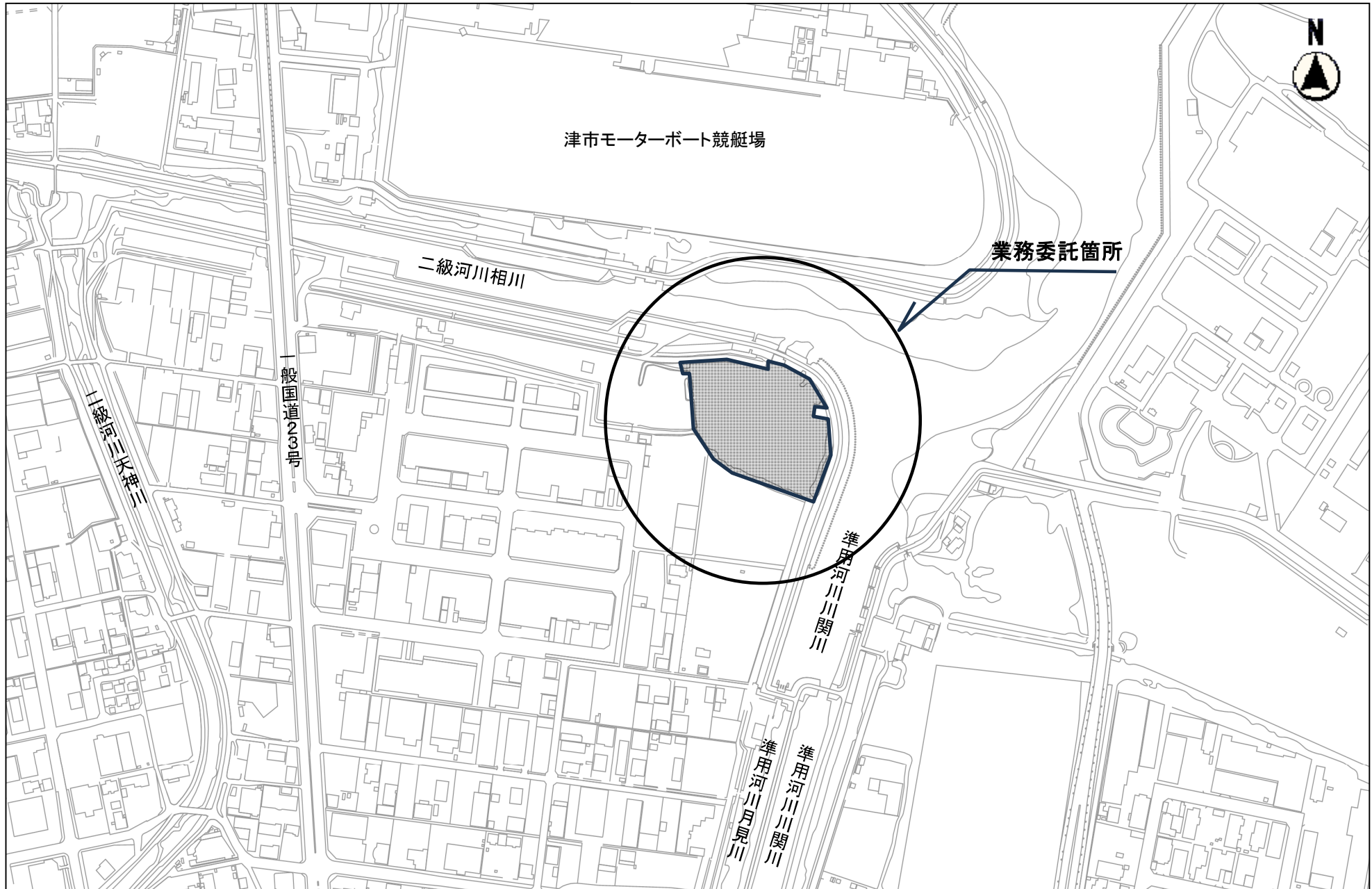
委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書
及び委託監督員の指示による。

津 市
上下水道事業局 下水道工務課

令和7年度		下工公補 第1－1号		委 託 設 計 書	
業務場所		津市高茶屋小森上野町地内		担当参事（兼）課長	
				検 算 者	
業 務 名		大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託		調整担当主幹	
				担当副主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		設計者	
履行期間		契約締結日から起算して282日間			
長	—	巾	—		
業 務 の 大 要					
雨水調整池ポンプ施設実施設計 基本設計 分流式(雨水) 1.58 m3/sec 詳細設計 分流式(雨水) 1.58 m3/sec					

位置図

令和7年度下工公補第1-1号
大新田調整池(ポンプ施設)実施設計等業務委託



縮尺 1 : 5000

100 50 0 3 100

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	測量業務		
					項 目	応用測量		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
応用測量				式		1		
河川測量				式		1		
河川測量				式		1		
作業計画				業務		1		
河川定期横断測量 直接水準（平地）			平均測量幅40m	本		1		
深浅測量				式		1		
河川深浅測量				式		1		
河川深浅測量				測線		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種		測量業務	
					項 目	直接測量費		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
直接測量費				式		1		
間接測量費				式		1		
諸経費				式		1		
測量業務価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）		
					項 目	一般調査		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般調査				式		1		
直接調査費				式		1		
機械ボーリング				式		1		
土質ボーリング（ノンコアボーリング）			地質砂・砂質土;せん孔深度50m以下 [1.00] ;せん孔方向鉛直下方 [1.00] ;孔径φ116mm	m		7		
土質ボーリング（ノンコアボーリング）			地質礫混じり土砂;せん孔深度50m以下 [1.00] ;せん孔方向鉛直下方 [1.00] ;孔径φ116mm	m		13		
サンプリング				式		1		
ロータリー式三重管サンプラー				本		1		
サウンディング及び原位置試験				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種		地質調査業務（一般調査）	
					項 目	一般調査		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
標準貫入試験			地質砂・砂質土	回		7		
標準貫入試験			地質礫混じり土砂	回		13		
孔内载荷試験			载荷区分普通载荷	回		1		
現場透水試験			試験方法ケーシング法	回		1		
室内土質試験				式		1		
室内土質試験費				式		1		
配合試験				式		1		
安定処理配合試験				試料		2		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）		
					項 目	一般調査		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
総合解析				式		1		
解析等調査				式		1		
間接調査費				式		1		
運搬費				式		1		
運搬費				式		1		
準備費				式		1		
準備及び跡片付け				式		1		
仮設費				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）		
					項 目	一般調査		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
足場仮設				式		1		
純調査費				式		1		
間接費				式		1		
諸経費				式		1		
一般調査業務価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	地質調査業務（解析等調査）		
					項 目	解析等調査		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
解析等調査				式		1		
直接業務費				式		1		
解析等調査				式		1		
解析等調査				式		1		
直接原価				式		1		
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		
一般管理費等				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号			当初	業 種	解析等地質調査業務	
			大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託				項 目	解析等調査業務価格	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
解析等調査業務価格				式		1			
消費税相当額				式		1			
業務費計				式		1			

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	下水道設計業務		
					項 目	下水道施設設計業務委託		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
下水道施設設計業務委託				式		1		
雨水調整池ポンプ施設				式		1		
雨水調整池ポンプ施設実施設計（基本設計）				式		1		
雨水調整池ポンプ施設実施設計（基本設計）			規格1.576m3/s	式		1		
雨水調整池ポンプ施設実施設計（詳細設計）				式		1		
ポンプ室			規格1.576m3/s	式		1		
流出きょ			規格1.576m3/s	式		1		
吐口			規格1.576m3/s	式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	下水道設計業務		
					項 目	下水道施設設計業務委託		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
ポンプ場実施設計：設計協議				式		1		
設計協議（基本設計及び詳細設計）				式		1		
ポンプ場実施設計：現地調査				式		1		
現地調査（基本設計及び詳細設計）				式		1		
直接原価				式		1		
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		
一般管理費等				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和7年度下工公補第1－1号 大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託	当初	業 種	設計業務		
					項 目	設計業務価格		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
設計業務価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		

令和7年度下工公補第1－1号
大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託

数 量 総 括 表

レベル1	:	応用測量
レベル1	:	一般調査
レベル1	:	解析等調査
レベル1	:	下水道施設設計業務委託

設 計 数 量 集 計 表

・下水道施設設計

雨水調整池ポンプ施設実施設計業務(基本設計)

N= 1.0 式

処理区	区分	排水区名	基本設計 設計対象水量(m3/s)	備考
中勢沿岸流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区)	雨水のみ	大新田排水区	1.576	---
調整池ポンプ施設実施設計業務(基本設計) 合計	---	---	1.576	---

雨水調整池ポンプ施設実施設計業務(詳細設計)

N= 1.0 式

処理区	区分	排水区名	基本設計 設計対象水量(m3)	備考
中勢沿岸流域関連津市公共下水道(雲出川左岸処理区)	雨水のみ	大新田排水区	1.576	---
調整池ポンプ施設実施設計業務(詳細設計) 合計	---	---	1.576	---

一般調査数量集計表

項目			単位	Bor:1					合計
機械ボーリング	φ 66(mm)	粘性土・シルト	m	---					---
		砂・砂質土	m	---					---
		礫混じり土砂	m	---					---
		玉石混じり土砂	m	---					---
		固結シルト・固結粘土	m	---					---
	φ 86(mm)	粘性土・シルト	m	---					---
		砂・砂質土	m	---					---
		礫混じり土砂	m	---					---
		玉石混じり土砂	m	---					---
		固結シルト・固結粘土	m	---					---
	φ 116(mm)	粘性土・シルト	m	---					---
		砂・砂質土	m	7.00					7.00
		礫混じり土砂	m	13.00					13.00
玉石混じり土砂		m	---					---	
固結シルト・固結粘土		m	---					---	
合計		m	20.00					20.00	
サウンディング 置試験 及び 原位	貫入標準試験	粘性土・シルト	回	---					0.00
		砂・砂質土	回	7.00					7.00
		礫混じり土砂	回	13.00					13.00
		玉石混じり土砂	回	---					---
		固結シルト・固結粘土	回	---					---
	合計		回	20.00					20.00
	現場透水試験	ケーシング法(GL-10m以内)	回	1.00					1.00
	サンプリング	シンウォール	本	---					---
		トリプル	本	1.00					1.00
孔内載荷試験	普通載荷(2.5MN/m2以下)	回	1.00					1.00	
室内土質試験	土粒子の密度試験(1試料につき3個)		試料	2.00					2.00
	土の含水比試験(1試料につき3個)		試料	2.00					2.00
	土の粒度試験(沈降分析)		試料	---					---
	土の粒度試験(ふるい分析)(試料0.5kg以下)		試料	2.00					2.00
	土の液性限界試験(1試料につき6点)		試料	1.00					1.00
	土の塑性限界試験(1試料につき3個)		試料	1.00					1.00
	一軸圧縮試験(1試料につき2供試体)		試料	1.00					1.00
	三軸圧縮試験(CD試験)(1試料につき3供試体)		試料	1.00					1.00
配合試験	安定処理配合試験		試料	2.00					2.00

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 1.576 m3/秒

雨水調整池ポンプ施設実施設計(基本設計)

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
基本条件の確認		0.500	1.500	2.000	1.500	2.000	2.000	-
維持管理基本構想の検討		0.500	1.500	2.000	1.000	0.500	2.000	-
配置計画の検討		1.000	1.500	2.500	2.500	2.500	3.000	4.000
施設設計		-	-	3.000	2.500	2.500	3.000	4.000
水位関係の検討		-	-	2.000	2.000	2.000	2.000	1.500
施工方式比較検討		-	-	0.500	0.500	1.500	1.500	1.500
基本設計図書作成		-	-	3.000	6.500	6.000	6.500	8.500
照査		-	1.500	2.500	-	-	-	-
小計		2.000	6.000	17.500	16.500	17.000	20.000	19.500
補正	設計対象水量の補正	1.576m3/秒						
	率	1.152						
	設計対象設備の補正	土木、機械、電気						
	率	0.710						
	作業補正率	0.950						
計(補正後1式当り)		1.554	4.662	13.598	12.821	13.209	15.540	15.152

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 1.576 m3/秒

雨水調整池ポンプ施設実施設計(詳細設計):ポンプ室

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	0.500	1.000	1.500	1.500	0.500	-	-
	仮設設計	-	-	0.500	1.500	2.000	2.000	1.500
	計算	構造	-	1.000	3.000	3.500	2.500	2.000
		機能	-	-	1.500	1.000	-	-
	設計図作成	-	-	1.500	3.500	10.000	8.500	5.000
	数量計算	-	-	0.500	2.000	1.500	1.500	1.500
	照査	-	0.500	1.000	-	-	-	-
小計		0.500	1.500	6.000	13.000	18.500	14.500	10.000
補正	杭基礎	杭基礎						
	率	1.050						
小計(補正後1式当り)		0.525	1.575	6.300	13.650	19.425	15.225	10.500
建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
機械設計	設計計画	0.500	1.000	1.500	1.500	0.500	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	0.500	1.500	2.000	2.500	1.500
	設計図作成	-	-	1.500	3.000	9.000	7.000	3.000
	数量計算	-	-	0.500	1.500	1.500	3.500	2.000
	照査	-	0.500	1.500	-	-	-	-
小計		0.500	1.500	5.500	7.500	13.000	13.000	6.500
電気設計	設計計画	0.500	0.500	1.500	1.000	0.500	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	0.500	1.500	1.500	2.500	2.000
	設計図作成	-	-	1.500	3.500	7.500	5.500	2.500
	数量計算	-	-	0.500	1.500	1.500	3.000	2.500
	照査	-	0.500	1.500	-	-	-	-
小計		0.500	1.000	5.500	7.500	11.000	11.000	7.000
計		1.525	4.075	17.300	28.650	43.425	39.225	24.000
補正	設計対象水量の補正	1.576m3/秒						
	率	1.152						
	作業補正率	0.800						
計(補正後1式当り)		1.405	3.756	15.944	26.404	40.020	36.150	22.118

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 1.576 m3/秒

雨水調整池ポンプ施設実施設計(詳細設計):流出きよ

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	-	0.500	1.500	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	0.500	1.000	2.000	0.500	-
		機能	-	-	0.500	-	-	-
	設計図作成	-	-	1.500	1.000	2.000	1.500	0.500
	数量計算	-	-	-	0.500	0.500	1.500	0.500
	照査	-	0.500	-	-	-	-	-
小計		-	1.000	3.500	3.000	4.500	3.500	1.000
補正	杭基礎	杭基礎						
	率	1.050						
	柔構造	柔構造						
	率	1.324						
小計(補正後1式当り)		-	1.390	4.866	4.171	6.256	4.866	1.390
建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-
機械設計	設計計画	-	-	0.500	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	0.500	-	1.000	-
	設計図作成	-	-	-	0.500	1.500	1.500	0.500
	数量計算	-	-	-	-	0.500	1.000	0.500
	照査	-	-	0.500	-	-	-	-
小計		-	-	1.000	1.000	2.000	3.500	1.000
電気設計	設計計画	-	-	0.500	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	0.500	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	1.000	0.500	1.500
	数量計算	-	-	-	-	-	0.500	1.000
	照査	-	-	0.500	-	-	-	-
小計		-	-	1.000	0.500	1.000	1.000	2.500
計		-	1.390	6.866	5.671	9.256	9.366	4.890
補正	設計対象水量の補正	1.576m3/秒						
	率	1.152						
	作業補正率	1.000						
計(補正後1式当り)		-	1.601	7.910	6.533	10.663	10.790	5.633

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

設計対象水量 A= 1.576 m3/秒

雨水調整池ポンプ施設実施設計(詳細設計): 吐口

(単位:人)

作業項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
土木設計	設計計画	-	1.000	2.000	3.000	4.000	-	-
	仮設設計	-	-	1.500	2.000	2.500	4.000	4.500
	計算	構造	-	2.500	4.500	5.000	6.500	7.500
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	1.000	5.500	7.500	9.500	12.000
	数量計算	-	-	0.500	2.500	1.500	4.000	3.500
	照査	-	1.000	2.000	-	-	-	-
小計		-	2.000	9.500	17.500	20.500	24.000	27.500
補正	杭基礎	杭基礎						
	率	1.050						
	小計(補正後1式当り)	-	2.100	9.975	18.375	21.525	25.200	28.875

建築設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-

機械設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-

電気設計	設計計画	-	-	-	-	-	-	-
	仮設設計	-	-	-	-	-	-	-
	計算	構造	-	-	-	-	-	-
		機能	-	-	-	-	-	-
	設計図作成	-	-	-	-	-	-	-
	数量計算	-	-	-	-	-	-	-
	照査	-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-	-	-	-	-	-

計		-	2.100	9.975	18.375	21.525	25.200	28.875
補正	設計対象水量の補正	1.576m3/秒						
	率	1.152						
	作業補正率	1.000						
計(補正後1式当り)		-	2.419	11.491	21.168	24.797	29.030	33.264

※小数第4位を四捨五入して3位止めとする。

設計業務内容内訳

中間打合せ回数	基本	3	回
	詳細	3	回
	港湾管理者	3	回
	河川管理者	3	回
	合計	12	回

設計協議(1)(基本設計及び詳細設計)

(1.0式当り)(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
第1回打合せ	-	-	1.000	1.000	-	-	-	
中間打合せ	-	-	12.000	12.000	12.000	-	-	12回
最終打合せ	-	-	1.000	1.000	-	-	-	
計	-	-	14.000	14.000	12.000	-	-	

土木 1名

中間打合せ回数	基本	1	回
	詳細	1	回
	合計	2	回

設計協議(2)(基本設計及び詳細設計)

(1.0式当り)(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
第1回打合せ	-	-	-	2.000	-	-	-	
中間打合せ	-	-	-	4.000	4.000	-	-	2回
最終打合せ	-	-	-	2.000	-	-	-	
計	-	-	-	8.000	4.000	-	-	

機械 1名、電気 1名

現地調査(基本設計及び詳細設計)

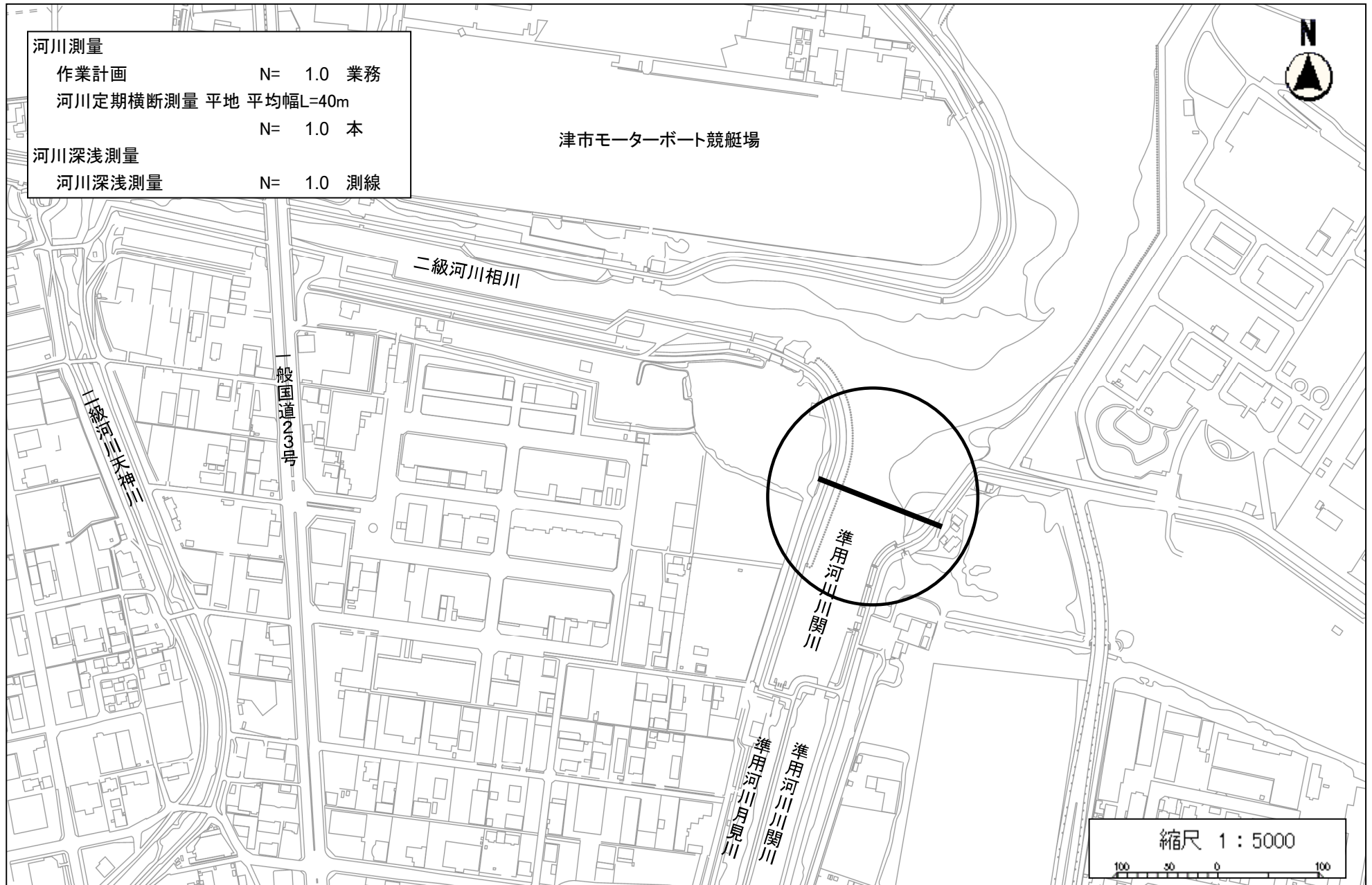
(1.0式当り)(単位:人)

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
現地調査	-	-	1.000	3.000	3.000	-	-	

土木 1名、機械 1名、電気 1名

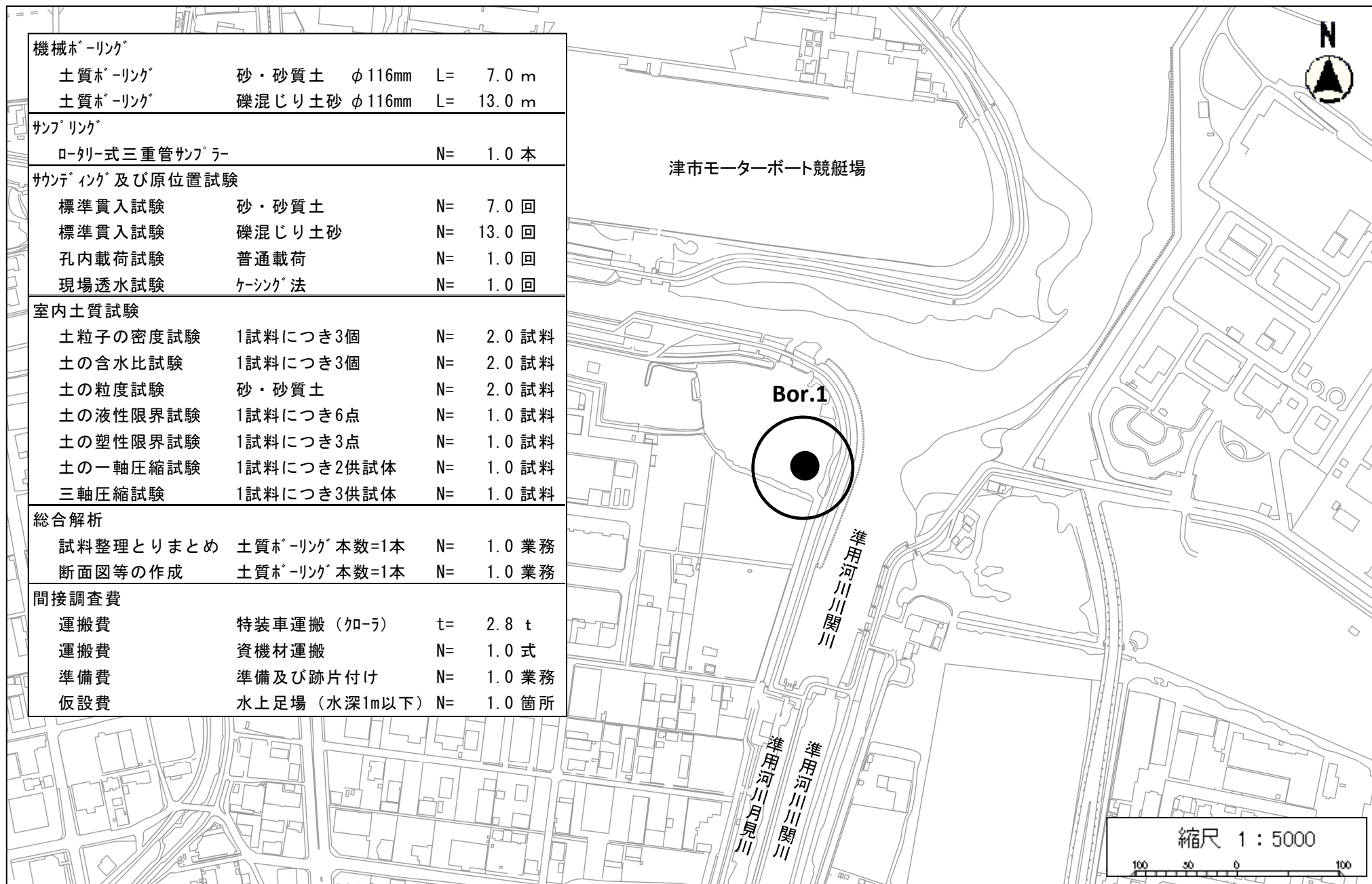
平面図(応用測量)

令和7年度下工公補第1-1号
大新田調整池(ポンプ施設)実施設計等業務委託



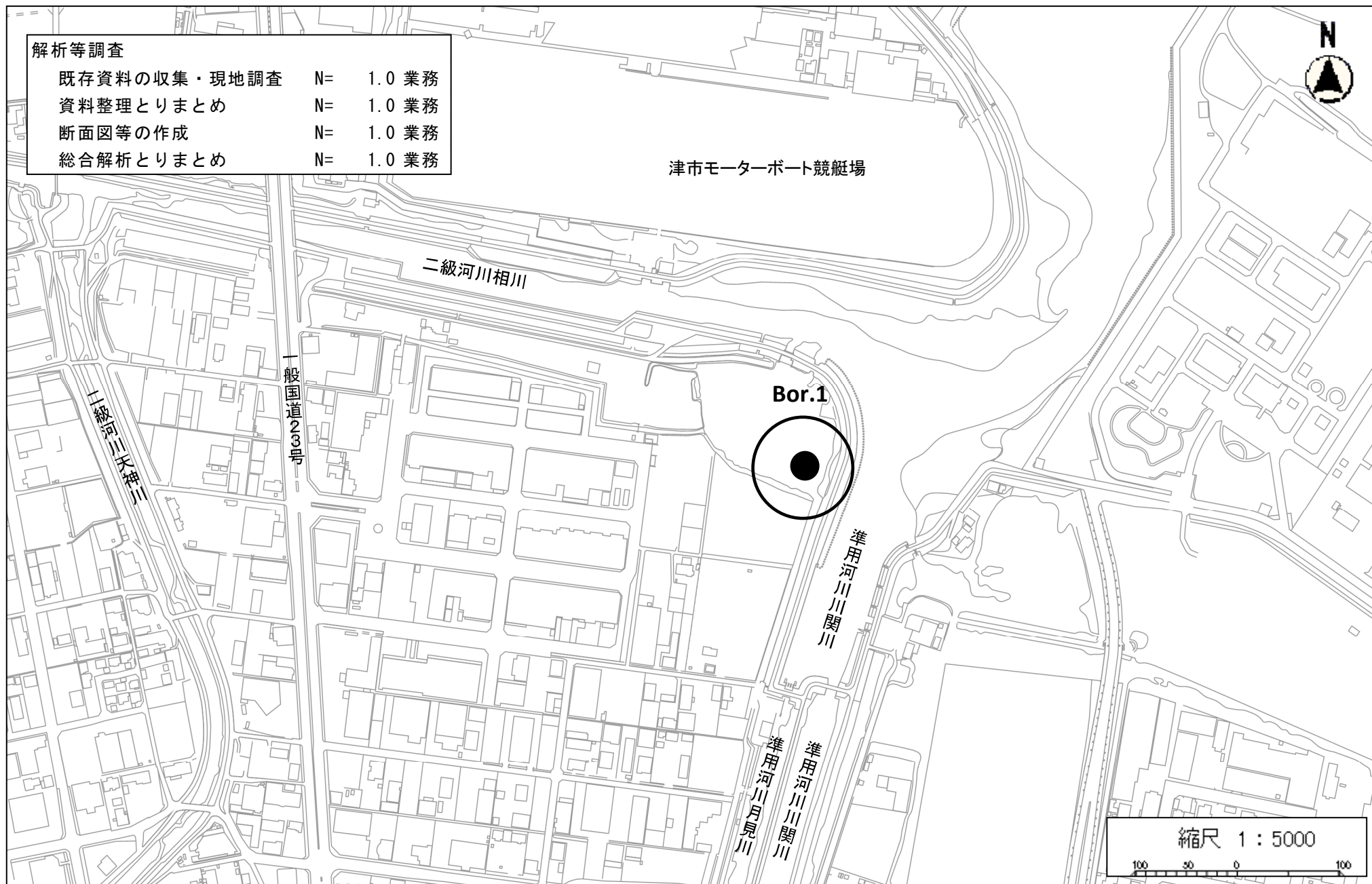
平面図(一般調査)

令和7年度下工公補第1-1号
大新田調整池(ポンプ施設)実施設計等業務委託



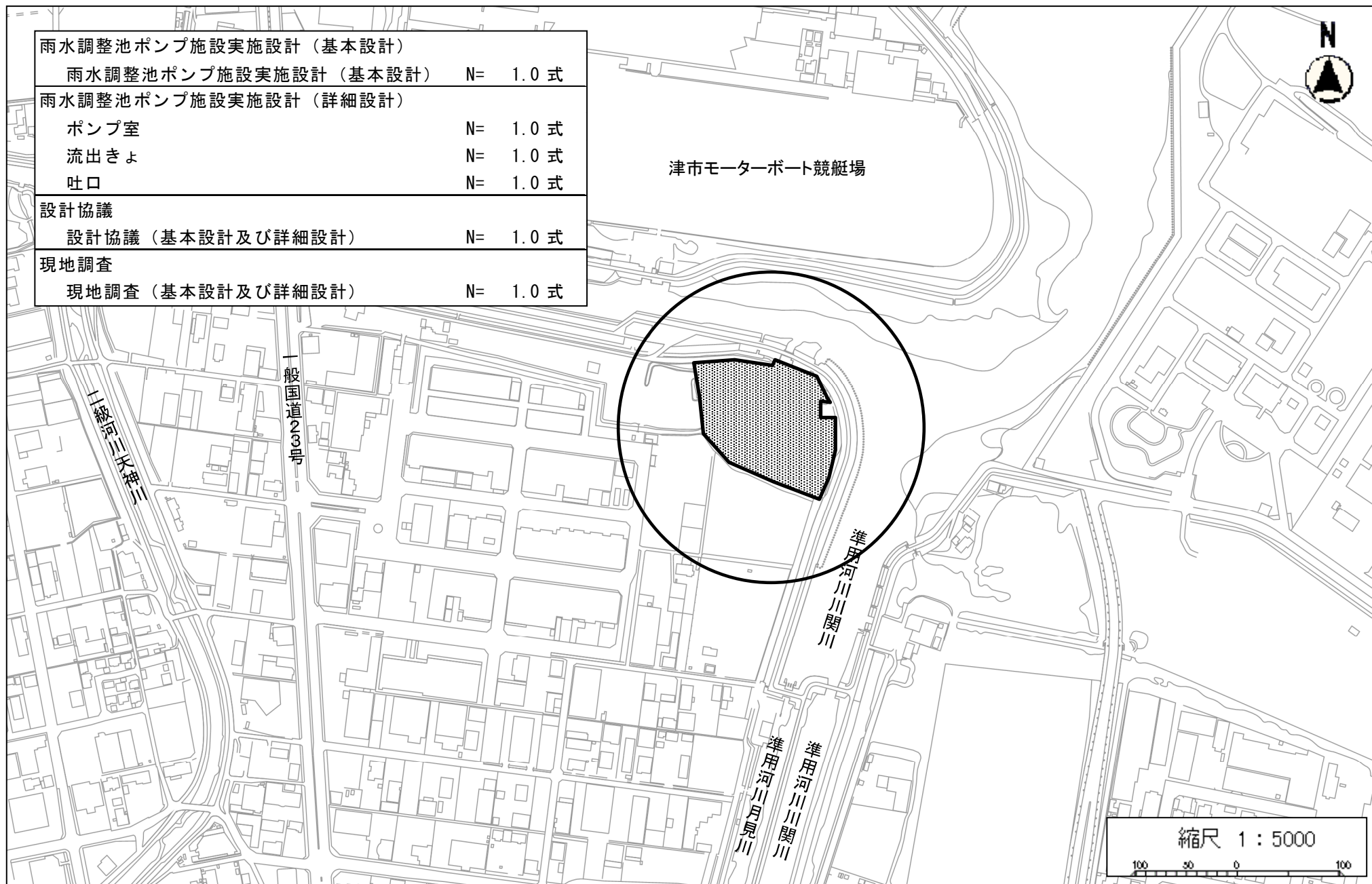
平面図(解析等調査)

令和7年度下工公補第1-1号
大新田調整池(ポンプ施設)実施設計等業務委託



平面図(下水道施設設計業務委託)

令和7年度下工公補第1-1号
大新田調整池(ポンプ施設)実施設計等業務委託



大新田調整池（ポンプ）施設 実施設計等業務委託 一般仕様書

第 1 章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 12 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者 の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、津市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 一般的事項

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について津市と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管さよの位置、形状、管底高

(4) 吐口の予定位置

(5) 放流先の状況

(6) その他設計に必要な事項

第3章 実施設計（基本設計）

3.1 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実施設計（基本設計）業務は、次の事項の確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 実施設計(基本設計)を実施する上で業務検討又は確認する事項

実施設計(基本設計)業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(イ) 基本条件の確認

- ① 行政区域
現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等
- ② 上位計画等
環境基準、公害防止計画、流域計画等
- ③ 処理区域、排水区域
地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等
- ④ 下水道全体計画
計画区域、計画人口、排除方式、計画下水流量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水流量等
- ⑤ 調整池計画
流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画雨水量、計画水質等

(ロ) 処理方式・フローシートの検討

処理方式、フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めること。

- ① 流入下水の水質、水量及び水温
- ② 放流水域の水質の許容限度
- ③ 放流水域の現在及び将来の利用状況
- ④ 処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易
- ⑤ 施設の初期段階における最適処理方法についての検討
- ⑥ 法律等に基づく規制

(ハ) 維持管理基本構想の検討

- ① 管理体制方式の検討
ポンプ場内の管理体制方式、他ポンプ場、処理場相互の管理体制方式の検討を行うこと。
- ② 維持管理体制の検討
標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

(ニ) 配置計画の検討

- ① 配置計画
経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。
- ② 配管、配線計画の検討
①の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案する事。
- ③ 施設計画等の検討
平面計画・立面計画(機器の配置)、管廊計画(配管、ケーブル等の収容)、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

(ホ) 施設設計

- ① 容量計算
設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。
- ② 形式、機種等の検討
維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。
- ③ 主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討

④ 環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討すること。

(へ) 水位関係の検討

① ポンプ揚程

放流先水位、再揚程ポンプ等の比較検討

② 水理計算

③ 計画地盤高と施設レベル

(ト) 施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行う。

(2) 実施設計(基本設計) 図書(確認及び検討書)の作成

実施設計(基本設計)図書(確認及び検討書、)は、「(1)実施設計(基本設計)を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(イ) 共通事項

① 基本条件確認書

② 処理方式検討書

③ 維持管理方式検討書

④ 資源有効利用計画検討書(汚泥、再生水、熱、建設副産物等)

⑤ 環境対策検討書

a) 換気、脱臭計画

b) 騒音、防振計画

c) 脱硫、排煙処理計画

d) 高圧ガス等の防護計画

e) 場内設備計画

(ロ) 土木関係

① 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水理計算書

② 基礎支持形式の比較検討書

③ 仮設計画検討書

(ハ) 機械関係

① 主要機器構造計画(基本フローを含む。)

② 設備容量計画

③ 水理用計画

④ 油類利用計画

⑤ 主要機器搬出入計画(主要機器寸法を含む。)

⑥ 主要機器重量表

(ニ) 電気関係

① 使用電力需要計画

② 受変電及び負荷設備計画

③ 自家発電設備計画

④ 制御電源設備計画

⑤ 監視制御設備計画

⑥ 計装設備計画

- ⑦ 主要機器構成計画
- ⑧ 主要機器重量計画

第4章 実施設計（詳細設計）

4.1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

- (1) 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項
実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。
- (イ) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。
- (2) 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業
受注者は、津市 が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された実施設計（基本設計）図書のうち実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

- (イ) 土木関係
 - ① 構造計算書
 - ② 基礎計算書
 - ③ 仮設計算書
 - ④ 水理計算書
 - ⑤ 容量計算書
- (ロ) 機械関係
 - ① 設備容量計算書
能力、台数、出力等
 - ② 機器リスト表
 - ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
 - ④ 主要機器重量表
- (ハ) 電気関係
 - ① 設備容量計算書
能力、台数、出力等
 - ② 運転操作概要書
 - ③ 主要機器重量表
- (3) 詳細設計図の作成に関する作業
受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。
 - (イ) 土木関係
 - ① 一般平面図
 - ② 水位関係図
 - ③ 構造図

- a) 平面図
- b) 縦横断面図
- c) 杭配置図
- ④ 詳細図
- 設備（機械、電気）との取合図および箱抜き図
- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥ 工事特記仕様書
- (ロ) 機械関係
 - ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
 - ② 全体配置平面図
 - ③ 配置平面図（施設ごと）
 - ④ 配置断面図（施設ごと）
 - ⑤ 配管全体図
 - ⑥ 水位関係図，箱抜き参考図等（土木に準ずる）
 - ⑦ 工事特記仕様書
- (ハ) 電気関係
 - ① 構内一般平面図
 - ② 単線結線図
 - ③ 主要機器外形（参考寸法）図
 - ④ 機能概略説明図（計装フローシート，監視制御システム系統図）
 - ⑤ 主要配線，配管系統図
 - ⑥ 配線，配管敷設図（ラック，ダクト，ピット）
 - ⑦ 接地系統図
 - ⑧ 機器配置図（⑥との共用を含む）
 - ⑨ 工事特記仕様書
- (4) 工事設計書の作成に関する作業
- 受注者は，津市の示す様式，資料により次のものを作成すること。
 - (イ) 数量計算書
 - (ロ) 工期算定計算書
 - (ハ) 見積依頼書
 - (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し，充分な比較検討を行うことにより，業務の高い質を確保することに努めるとともに，さらに照査を実施し，設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため，相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保，施設の耐久性及び環境条件に対する適応性，柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 実施設計（基本設計）

- (イ) 基本条件の確認内容に関する照査
 - (ロ) 検討の方法及びその内容に関する照査
 - (ハ) 土木設計、機械設計、電気設計の相互間における整合性に関する照査
- (2) 実施設計(詳細設計)
- (イ) 設計計画の妥当性(設計方針, 設計条件等)の照査
 - (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
 - (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
 - (ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものである。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

6.2 実施設計(基本設計)提出図書

- (1) 実施設計(基本設計)検討書 A 4 製本 3 部

6.3 実施設計(詳細設計)提出図書

(1) 土木関係

- (イ) 実施設計(詳細設計)検討書 A 4 製本 3 部
- (ロ) 実施設計(詳細設計)図 A 4 判 3 部
- (ハ) 計算書 A 4 判 3 部
- (ニ) 工事特記仕様書(土木) A 4 判製本 3 部
- (ホ) 工事設計書(金抜き) A 4 判 3 部

(2) 機械関係

- (イ) 実施設計(詳細設計)検討書 A 4 製本 3 部
- (ロ) 実施設計(詳細設計)図 A 4 判 3 部
- (ハ) 計算書 A 4 判又はA 3 判製本 3 部
- (ニ) 特記仕様書 A 4 判製本 3 部
- (ホ) 事設計書(金抜き) A 4 判 3 部

(3) 電気関係

- (イ) 実施設計(詳細設計)検討書 A 4 製本 3 部
- (イ) 実施設計(詳細設計)図 A 3 判折たたみ製本 3 部
- (ロ) 計算書(数量計算書を除く) A 4 判又はA 3 判製本 3 部
- (ハ) 特記仕様書 A 4 判製本 3 部
- (ニ) 工事設計書(金抜き) A 4 判 3 部
- (四) 議事録 A 4 判 3 部
- (五) 電子成果品(基本設計・詳細設計) A 4 判 一式

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 発注者 の土木工事一般仕様書

2. 発注者の建築工事・建築設備工事一般仕様書
3. 発注者の機械設備工事一般仕様書
4. 発注者の電気設備工事一般仕様書
5. 日本工業規格 (JIS)
6. 日本下水道協会規格 (JSWAS)
7. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
8. 日本電機工業会標準規格 (JEM)
9. 日本農業規格 (JAS)
10. 日本電線工業会標準規格 (JCS)
11. 内線規程 (日本電気協会)
12. 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
13. 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
14. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
15. 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
16. 下水道施設耐震計算例―処理場・ポンプ場編― (日本下水道協会)
17. 水理公式集 (土木学会)
18. コンクリート標準示方書 (土木学会)
19. 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
20. 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説―許容応力度設計と保有水平耐力― (日本建築学会)
21. 鋼構造設計規準―許容応力度設計法― (日本建築学会)
22. 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
23. 壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編) (日本建築学会)
24. 土木製図基準 (土木学会)
25. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説 (公共建築協会)
26. 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
27. 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
28. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
29. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)
30. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)
31. 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
32. 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
33. 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
34. 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説/揚排水ポンプ設備設計指針 (案) 同解説 (河川ポンプ施設技術協会)
35. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
36. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
37. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)
38. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準 (公共建築協会)
39. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (公共建築協会)
40. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 (公共建築協会)
41. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
42. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
43. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)

- 44. ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- 45. ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- 46. 水門・樋門ゲート設計要領 (案) (ダム・堰施設技術協会)

大新田調整池（ポンプ施設）実施設計等業務委託 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「実施設計業務委託一般仕様書第1章1.1.及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 名称 大新田調整池
- (2) 位置 津市高茶屋小森上野町地内
- (3) 排除方式 分流式
- (4) ポンプ種類 雨水調整池ポンプ施設
- (5) 能力 m^3/s ポンプ：1.576 m^3/s （調整池貯留量：22,700 m^3 ）

3. その他特記事項

1. 設計対象施設

（注）次頁以降の参考により、設計対象水量、設計範囲及び補正を記載する。

2. 地質調査数量は設計書を参照する事。

3. その他事項

- ・基本設計により詳細設計の業務内容に変更が生じた場合は津市と協議のうえ決定する。
- ・ポンプ能力について確認すること。
- ・関係機関協議は、港湾管理者及び河川管理者を想定している。
- ・放流きよは柔構造設計とする。

4. 標準項目内容

(1) 雨水調整池ポンプ施設実施設計業務(基本設計)

作業項目		作業内容
基本条件の確認	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	行政区域、上位計画、処理区域・排水区域、下水道全体計画、ポンプ場・処理場計画等の確認
維持管理基本構想の検討		管理制御方式及び維持管理体制の検討
配置計画の検討		配置計画、配管、配線計画及び施設計画の検討
施設設計		容量計算、形式・機種、主要機器の運転操作方式・計装制御方式及び環境整備計画の検討
水位関係の検討		ポンプ揚程、水利計算及び計画地盤高と施設レベルの検討
施工方式比較検討		工事施工方法、概算コスト比較、必要工期、施工の難易度及び工事公害の検討
基本設計図書作成		建設事業計画の検討並びに土木、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする実施設計(基本設計)図書の作成
照査		基本条件の確認内容に関する照査 検討の方法及びその内容に関する照査 土木設計、機械設計及び電気設計の相互関係における整合性に関する照査

(2) 雨水調整池ポンプ施設実施設計業務(詳細設計)

(イ) 土木設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 構造計算、基礎計算、水理計算、容量計算等の設計条件確認
	仮設計算	仮設計算の設計条件確認、仮設計算書、仮設図及び数量計算書の作成
	計算	設計計画に基づく構造計算書及び基礎計算書の作成
	機能	設計計画に基づく施設の容量計算書及び水理計算書等の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、一般平面図、水位関係図、構造図、詳細図、配筋図、場内整備関連図及び箱抜図等の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

(ロ) 機械設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算(機器能力計算、電動機出力計算、機器荷重計算等)の設計条件の確認
	計算機能	設計計画に基づく設備容量計算書(機器能力計算、電動機出力計算書、機器荷重計算書等)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、フローシート、全体配置平面図、配置平面図、配置断面図、配管全体図、水位関係図及び箱抜参考図等の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

(ハ) 電気設計

作業項目		作業内容
設計計画	設計方針	業務の目的・主旨の把握 特記仕様書に示す業務内容の確認 業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定 使用する主な図書及び基準の確認 上記に関する作業計画書の作成
	設計条件の確認	設計対象施設に関する基本設計の内容確認 設備容量計算(短絡容量計算、変圧器容量計算、自家発電電容量計、速度制御装置動力計、操作制御電源容量計算、機器発熱量計算、配線・配管サイズ計算書)の設計条件の確認
	計算機能	設計計画に基づく設備容量計算書(短絡容量計算書、変圧器容量計算書、自家発電電容量計算、速度制御装置動力計、操作制御電源容量計算、機器発熱量計算書、配線・配管サイズ計算書等)の作成
設計図作成		計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、構内一般平面図、単線結線図、主要機器外形図、機能概略説明図、(計装フローシート、監視制御システム系統図)、主要配線・配管系統図、配線・配管布設図、接地系統図及び主要機器配置図の作成
数量計算書		決定した設計図に対して、数量算出基準に基づく数量算出及び工事設計書(金抜設計書)作成
照査		設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査 各種計算書の適切性に関する照査 各種設計図の適切性に関する照査 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

〈参考〉

1. 1 雨水調整池ポンプ施設実施設計

(1) 設計対象施設

(イ) 基本設計

	設計対象水量	対 象 工 種			
		土木設計	建築設計	機械設計	電気設計
雨水調整池ポンプ施設	1. 576 (m ³ /s)	○	—	○	○

(ロ) 詳細設計 設計範囲は、下記注による。

工 種 設計 対象施設名	土木設計		建築設計		機械設計		電気設計	
	設計対象水量 (m ³ /s)	設計 範囲	設計対象水量 (m ³ /s)	設計 範囲	設計対象水量 (m ³ /s)	設計 範囲	設計対象水量 (m ³ /s)	設計 範囲
ポンプ室	1. 576	◎			1. 576	◎	1. 576	◎
放流渠	1. 576	◎			1. 576	◎	1. 576	◎
吐口	1. 576	◎						

(注)

設計範囲

◎：図面、数量を含むすべて

○：図面まで

△：数量計算のみ

(2) 補正

(イ) 基本設計

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	有

(ロ) 詳細設計

設計対象施設名	補正項目	有・無	補正項目	有・無
ポンプ室	設計対象水量に係る補正	有	杭基礎に係る補正	有
放流きょ	設計対象水量に係る補正	有	杭基礎に係る補正	有
吐口	設計対象水量に係る補正	有	杭基礎に係る補正	有

設計対象施設名	補正項目	有・無	
ポンプ室	柔構造物に係る補正	無	
放流きょ	柔構造物に係る補正	有	
吐口	柔構造物に係る補正	無	

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ア 適用基準等	☒ 設計業務等委託契約書		
	☒ 測量業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年11月） ☒ 三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号、令和2年国土交通省告示第461号及び令和5年国土交通省告示第250号により一部改正）準用）		
イ 業務計画等	☐ 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 ☐ 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） ☐ その他（ ）		
	☒ 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 ☒ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 （ ☒ 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） ☐ 任意の基準点 □ ☐ 他業務において設置されている基準点）とする。 ☐ その他（ ）		
ウ 成果の提出	☒ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものにについては除外する。 ☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイブル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☒ その他（電子データをCD-R等で1部提出すること。）		
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）		
オ 打合せ等	☐ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☐ 業務着手時 ☐ 中間打合せ（ ）回 ☐ 成果品納入時 ☐ 関係機関協議資料作成（ ）機関 ☐ 関係機関打合せ協議（ ）機関		
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （ ）		
キ 業務条件	☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。		
	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。 （津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）		

（注）

- 上記受託業務、事項、条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (測量業務条件一覧表)

No.2

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
業務条件	☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。
その他	☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウイークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市H P「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）
	☐ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。
	☐ その他（ ）

(注)

- 1 上記受託業務、事項、条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年11月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ コアの提出（ ☒ 要 ☐ 否 ☐ 契約後指示） ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり。 （検定及び登録機関：一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ） 検定料金は、（ ☐ A検定 ☐ B検定 ）により費用を計上。 ※受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。 ☒ その他（電子データをCD-R等で1部提出すること。）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 打合せ等	☐ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☐ 業務着手時 ☐ 中間打合せ（ ）回 ☐ 成果品納入時 ☐ 関係機関協議資料作成（ ）機関 ☐ 関係機関打合せ協議（ ）機関
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。
キ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照） ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.2

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
業務条件	☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウイークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）
その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	☐ 支援技術者 1. 本業務は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は次の通りである。 支援技術者： ☐ その他

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものと
する。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)	
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和6年11月) ☒ 三重県公共工事共通仕様書 (三重県) 【令和6年7月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定 年 月) ☐ その他 ()	
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他 ()	
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、 (☒ 3部 ☐ () 部) とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。 () ☒ 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 ☒ その他 (電子データをCD-R等で1部提出すること。)	
エ	工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:) ☒ 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) ☐ その他 ()	
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、 (☒ 下記の者 ☐ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 上下水道 部門 下水道 科目、 又は、 ☒ 総合技術管理 部門 下水道 科目) ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☐ R C C Mの資格保持者 (☐ 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならい。 ☐ その他 ()	
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()	

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☒ その他 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 ①令和6年度下工公担補第1ー1号 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区及び志登茂川処理区）事業計画変更図書等作成業務委託成果品 ②大新田調整池測量業務委託成果品

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

条件等及び内容	
特記事項	
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関し行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

令和7年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 137円
---------	---------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。